

出産・育児関係給付等の今

岸田首相が少子化対策強化を発表しましたが、2023 年度より出産育児一時金が 50 万円に増額する予定です。その他現在の出産・育児に関する給付や免除措置を改めて解説します。

1. 出産育児一時金

出産育児一時金は、健康保険制度からの出産費用補助を目的とした給付で、現在は被保険者及びその被扶養者が出産した時に **1 児につき 42 万円**が支給されます。(産科医療補償制度に未加入の病院等で出産した場合は 40.8 万円)

なお、多胎児を出産された場合には、出産された胎児数分だけ支給されますので、双生児の場合は、2 人分が支給されることになります。

この給付において「出産」とは、妊娠 85 日 (4 ヶ月) 以後の生産 (早産)、死産 (流産)、人工妊娠中絶を含みます。正常な出産、経済上の理由による人工妊娠中絶は健康保険による診療 (療養の給付) の対象からは除かれますが、出産育児一時金の対象にはなりません。

この出産育児一時金が **2023 年 4 月から 50 万円に増額**される予定です。

なお、この出産育児一時金については直接支払制度 (出産育児一時金を協会けんぽから医療機関等に対して直接支払う制度) を利用することが一般的となっておりますが、一時金増額に合わせて医療機関の分娩費用が値上げとなる可能性もあるため、出産家庭の実質的なメリットがどのくらいになるかは不明です。

2. 出産手当金

出産手当金は、出産前後の休業による収入減の補填として健康保険制度から被保険者に対して支給されるもので、**出産の日 (実際の出産が予定日後のときは出産の予定日) 以前 42 日目 (多胎妊娠の場合は 98 日目) から、出産の日の翌日以後 56 日目まで**の範囲内で会社を休んだ期間について支給されます。

出産手当金は被保険者が出産した場合のみの給付で、被扶養者の出産に対しては支給されません。出産手当金は、休む前の給与のおよそ 3 分の 2 が支給されます。

3. 育児休業給付

育児休業給付は、育児休業による収入減を補填するものとして雇用保険制度から被保険者に対して支給されるもので、**原則として出産後 57 日目から子が 1 歳になるまでの**範囲内で会社を休んだ期間について支給されます。男性 (父親) もこの給付の対象となり、男性の場合は子の出生日以降産後 8 週までの期間について出生児育児休業給付金として受給することができる他、配偶者と同時に産後 57 日目以降も育児休業給付を受給することができます。

また、保育所等に入所できないなどの事情がある場合、育児休業給付は最大 2 歳まで延長されます。なお、育児休業給付の金額について、当初 6 ヶ月は休む前の給与のおよそ 3 分の 2、その後は休業前給与のおよそ 2 分の 1 となります。

4. 社会保険料免除

前述の出産手当金支給対象期間 (産前 42 日から産後 56 日) 及び育児休業給付支給対象期間 (産後 57 日～原則子が 1 歳まで。育児休業を延長した場合は延長期間含む) について、申請により社会保険料が免除となります。

5. 養育期間の従前標準報酬月額のみなし措置

子が 3 歳までの間、子育てのため時短勤務などを行い、その影響で月額給与が下がり社会保険の標準報酬月額が低下した場合、被保険者が任意に申し出ることによって「子どもを養育する前の標準報酬月額」に基づく年金額を受け取ることができる措置です。